

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

- ※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、裏面をご確認ください。



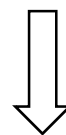
申告書等の提出は、是非 e-Tax をご利用ください

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

- 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）
〔 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。 〕
- 保有個人情報の開示請求（オンライン申請・取得も可）
〔 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）がかかります。法人の申告書等には利用できません。 〕
- 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）
〔 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。 〕
- 納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請・取得も可）
〔 手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）がかかります。 〕

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



【周知用リーフレット】サイズ・・・B5三分割

- 1 郵送等により申告書等の提出があった場合
返信用封筒に同封する。
- 2 税務署窓口等において申告書等の提出があった場合
周知用リーフレットを交付した上、口頭で説明する。